

耕畜連携水田活用対策事業実施要綱

18 生畜第 2750 号
平成 19 年 4 月 2 日
農林水産事務次官依命通知

最終改正 平成 20 年 4 月 1 日 19 生畜第 2442 号

第 1 趣旨

平成 17 年 3 月 25 日に閣議決定された食料・農業・農村基本計画においては、食料自給率向上を図る上で、自給飼料の生産拡大が重要な課題と位置づけられており、その実現のための取組として行政、農業団体等が一体となった飼料増産の全国的な展開を図っているところである。

飼料の増産のためには、限りある国土資源の中で飼料作物の生産に仕向けることが可能な土地である水田において飼料作物の生産を推進することが重要である。また、水田における様々な飼料作物の生産を推進することは、同時に多面的な機能を有する水田における耕作放棄を防止し、水田農業とそれを含む環境の保全につながるものである。

一方、水田における飼料作物の生産は、地域によって採草、放牧等の利用方式、牧草、稲発酵粗飼料等の草種、乾草、サイレージ等の調製方法が様々なこと、また、耕種農家と畜産農家の連携のあり方も異なることから、効果的な飼料作物の生産振興を図るためには、地域の実態に即した取組を推進することが求められている。

このため、本要綱に定めるところにより耕畜連携水田活用対策事業を実施することにより、地域の実情に応じた水田における飼料作物の生産を推進するものとする。

第 2 事業実施期間

本事業の実施期間は平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間とする。

第 3 事業実施主体

耕畜連携水田活用資金造成事業及び生産振興助成事業の実施主体は都道府県協議会（水田農業構造改革対策実施要綱（平成 16 年 4 月 1 日付 15 生産第 7999 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 1 に定める都道府県水田農業推進協議会をいう。以下同じ。）、取組面積助成事業の実施主体は地域協議会（水田農業構造改革対策実施要綱第 4 の 2 に定める地域水田農業推進協議会をいう。以下同じ。）とする。

第 4 事業の内容

本事業は、次に掲げる3つの事業を内容とする。

1 耕畜連携水田活用資金造成事業

都道府県協議会は、2の生産振興助成事業又は3の取組面積助成事業を行うための財源とするため、国から補助金の交付を受け、資金の造成を行うものとする。

2 生産振興助成事業

都道府県協議会は、地域の創意工夫を活かした水田における飼料作物の生産を振興する取組を支援するものとし、助成対象者、助成の対象となる経費、助成要件及び補助率は別紙1に掲げるとおりとする。

3 取組面積助成事業

(1) 地域協議会は、地域の水田状況に適した飼料作物の生産の取組を実施した水田の面積に応じて助成金を交付するものとし、助成対象者、取組内容及び取組要件は別紙2に掲げるとおりとする。

(2) 都道府県協議会は、(1)の助成金の交付に要する経費の全部又は一部を補助するものとする。

第5 事業実施手続

1 耕畜連携水田活用資金造成事業

(1) 都道府県協議会長は、水田飼料作物生産振興計画書を作成し、都道府県協議会が主たる事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長（北海道に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては生産局長、沖縄県に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）の承認を受けるものとする。

(2) (1)の規定は、水田飼料作物生産振興計画書の重要な変更について準用する。

2 生産振興助成事業

(1) 助成対象者は、地域取組計画書を作成し、都道府県協議会長の承認を受けるものとする。

(2) 都道府県協議会長は、(1)の承認をしようとするときは、あらかじめ地方農政局長に協議するものとする。

(3) (1)及び(2)の規定は、地域取組計画書の重要な変更について準用する。

3 取組面積助成事業

(1) 地域協議会長は、耕畜連携水田活用計画書を作成し、都道府県協議会長の承認を受けるものとする。

(2) 都道府県協議会長は、(1)の承認をしようとするときは、あらかじめ地方農政局長に協議するものとする。

(3) (1)及び(2)の規定は、耕畜連携水田活用計画書の重要な変更について準

用する。

- (4) 助成対象者は、耕畜連携営農計画書を作成し、地域協議会長に提出するものとする。

4 都道府県協議会業務方法書

- (1) 都道府県協議会は、業務方法書を作成し、地方農政局長の承認を受けるものとする。
- (2) (1)の規定は、業務方法書の変更について準用する。

第6 資金の管理

- 1 都道府県協議会は、国から補助金の交付を受けて造成した資金（以下「資金」という。）に、生産振興助成事業勘定と取組面積助成事業勘定の2つの勘定を設けて、他の事業に係る経理と区分して整理するものとする。
- 2 都道府県協議会は、生産振興助成事業に係る補助金及び取組面積助成事業に係る助成金の交付をそれぞれの勘定から行うものとする。
- 3 都道府県協議会は、生産振興助成事業又は取組面積助成事業を終了し、又は中止した場合において、なお資金に余剰があるときは、国から交付を受けた補助金に相当する額を速やかに国に返還するものとする。
- 4 都道府県協議会は、金融機関への預金又は貯金により、資金を管理するものとする。
- 5 都道府県協議会は、毎年度末における資金の管理状況を地方農政局長に報告するものとする。

第7 事業の実績等の報告

1 生産振興助成事業

- (1) 生産振興助成事業の助成対象者は、補助の対象となった取組の実績を都道府県協議会長に報告するものとする。都道府県協議会長は、当該報告を取りまとめ、地方農政局長に報告するものとする。
- (2) 生産振興助成事業の助成対象者は、事業を実施した年度の翌年度末及び翌々年度末における補助の対象となった取組の状況を都道府県協議会長に報告するものとする。都道府県協議会長は、当該報告を取りまとめ、地方農政局長に報告するものとする。

2 取組面積助成事業

地域協議会は、事業の実績を都道府県協議会に報告するものとする。都道府県協議会は当該報告を取りまとめ、地方農政局長に報告するものとする。

第8 国の助成

国は、毎年度、予算の範囲内において、都道府県協議会に対し、耕畜連携水田活用資金造成事業に要する経費につき、別に定めるところにより、補助するものとする。

第9 推進体制等

1 農業者団体の役割

農業者団体（農業者が構成員となっている団体をいう。）は、本事業が適切かつ効率的に実施されるよう、都道府県協議会又は地域協議会の会員として一定の役割を担うものとする。

2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、本事業が適切かつ効率的に実施されるよう、都道府県協議会又は地域協議会の会員として一定の役割を担うとともに、事業実施主体を指導するものとする。

3 国の役割

国は、本事業が適切かつ効率的に実施されるよう、事業実施主体を指導するものとする。

第10 他の施策との関連

本事業の実施に当たり、事業実施主体は、水田農業構造改革対策実施要綱に基づく施策その他の関連する施策との連携が図られるよう努めるものとする。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、生産局長が別に定めるところによるものとする。

助成区分	助成対象者	助成の対象となる経費	助成要件	補助率
1 水田における飼料作物生産に係る調整活動等	<p>次のいずれかに掲げる者とする。</p> <p>(1) 都道府県協議会</p> <p>(2) 地域協議会</p> <p>(3) 農協等（農業協同組合及び農業協同組合連合会をいう。以下同じ。）</p> <p>(4) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）</p> <p>(5) 農事組合法人</p> <p>(6) 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。）</p> <p>(7) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第23条第4項に規定する団体をいう。）</p> <p>(8) 農業協同組合及び市町村が議決権の過半を有する株式会社</p> <p>(9) その他農業者の組織する団体であって、代表者及び構成員の定めがあり、定款及び会計に関する規程が整備されていること。</p>	<p>1 水田における飼料作物の生産を推進するための会議の開催に要する経費（販売促進のために実施する広報活動に係る経費を除く。）</p> <p>2 水田における飼料作物の生産に係る調査、指導及び普及啓発に要する経費</p> <p>3 実証・試験及び技術の普及を実施する場合の飼料作物の種子は、都道府県の定める奨励品種（飼料作物優良品種種子利用促進要領（昭和50年4月21日付け50畜B第233号農林水産省生産局長通知）第1の1に規定する奨励品種をいう。）であって、品質証明（飼料作物優良品種種子利用促進要領第5の2の（1）に規定する品質証明をいう。）を受けたものに限る。</p>	<p>地域全体の水田における飼料作物の作付拡大につながる取組であること。</p>	<p>定額</p>
2 水田における飼料作物生産に係る基盤整備や飼料作物収獲機械の導入等	<p>水田における飼料作物生産に係る調整活動の項の助成対象者のうち、（3）から（9）までに掲げる者とする。</p>	<p>飼料作物の生産に係る水田における簡易な基盤整備の実施に要する経費</p>	<p>1 受益農家数及び事業参加者が3戸以上であること。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、助成対象者が、特定農業法人（本事業終了後3年以上特定農業法人であることが見込まれるものに限る。）又は地方公共団体、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が議決権若しくは出資総額の過半を占めている農業生産法人の場合にあっては、生産局長が別に定める助成対象者要件適合確認書（特定農業法人用又は農業生産法人用）を提出することにより、3戸未満であっても助成対象者として認めることができる。</p> <p>3 水田を畑地に転換するものでないこと。</p>	<p>1 / 2 以内</p>
	<p>水田における飼料作物の生産に用いる機械・施設であって、農業者が共同で利用するものの整備に要する経費</p>	<p>1 飼料作物の生産に係る水田における簡易な基盤整備の実施に要する経費の助成要件の1又は2を満たすこと。</p> <p>2 整備される機械・施設は、以下のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 既存の機械・施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備する場合（いわゆる更新）及び附帯施設のための整備でないこと。</p> <p>(2) 助成対象者以外の者に貸し付けることを目的とする場合にあっては、次に掲げるところによること。</p> <p>ア 貸付の方法及び貸付けの対象となる者については、都道府県協議会を通じて地方農政局長に協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっては同様とする。</p> <p>イ 助成対象者は、農業協同組合連合会、農業協同組合又は、公社に限るものとする。</p> <p>ウ 機械・施設の受益戸数</p>	<p>1 / 2 以内</p>	<p>1 / 2 以内</p>

			<p>は、3戸以上であること。</p>	
	<p>水田において放牧を実施するために必要な施設の整備及び牛の導入に要する経費</p>	<p>1 水田における飼料作物の生産に用いる機械・施設であって、農業者が共同で利用するものの整備に要する経費の助成要件を満たすこと。</p> <p>2 牛の導入にあっては、以下のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 複数の生産者が共同で利用する牛（以下「共用牛」という。）であること。</p> <p>(2) 繁殖の用に供する肉用雌牛であること。</p> <p>(3) 別紙2の取組内容の欄の4の水田放牧の取組の要件を満たすこと。</p> <p>(4) 4年以上放牧すること。</p> <p>(5) 助成対象とする共用牛の導入頭数は、放牧面積0.5haあたり1頭を上限とする。</p> <p>(6) 共用牛から生産された子牛も共用とする。</p>	<p>1/2以内 （ただし、水田における放牧のために導入する牛の経費は、牛の購入価格（市場における実購入価格又は直近年の独立行政法人農畜産業振興機構の全国肉用子牛取引情報の全国家畜市場における黒毛和種の雌子牛の平均価格のいずれか低い価格）に家畜市場手数料等の購入に要する経費を加えた額の1/2以内とする。）</p>	

助成対象者	取組内容	取組要件	主要作業
<p>本事業において、助成の対象となる者は、生産局長が別に定める助成の対象となり得る水田において権原に基づいて本事業の取組を実施している者又は本事業の取組の主要作業の過半を実施する者であって、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項の規定に基づき、農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けた者（同法第23条第7項の規定により認定農業者と見なされた者を含む。）をいう。）</p>	1 団地化の取組	<p>飼料作物（生産局長が別に定める飼料作物に限る。）を次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる面積（中山間地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条に規定する特定農山村地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条の規定に基づき指定された振興山村、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条に規定する過疎地域、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域をいう。）にあっては当該面積に2分の1を乗じた面積）以上の面積の団地において作付けを行うものであること。</p> <p>ア 1の団地で作付けを行う場合 都府県にあってはおおむね2ヘクタール、北海道にあってはおおむね6ヘクタール</p> <p>イ 2以上の団地で作付けを行う場合 都府県にあってはおおむね1ヘクタール、北海道にあってはおおむね3ヘクタール</p>	<p>助成対象者の欄の本事業の主要作業の過半の実施は、次の作業区分のいずれか2区分以上の作業とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 耕起及び整地 2 は種 3 収穫 4 乾燥及び調製
<p>(2) 特定農業団体及び次に掲げる団体</p> <p>ア 農業協同組合及び農業協同組合連合会</p> <p>イ 公社</p> <p>ウ 農事組合法人</p> <p>エ 農業協同組合及び市町村が議決権の過半数を保有している株式会社</p>	2 稲発酵粗飼料の生産	<p>稲発酵粗飼料（稲の穂と茎葉をあわせてサイレージ調製することにより生産された飼料をいう。）の生産の用に供する稲の作付けで刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定に定める時期としていること。</p>	<p>助成対象者の欄の本事業の主要作業の過半の実施は、次の作業区分のいずれか3区分以上の作業とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 耕起及び整地 2 田植え（直播の場合にあっては、は種） 3 生育管理 4 収穫 5 乾燥及び調製
<p>オ 農業を営む個人が無限責任社員となっている合名会社又は合資会社</p> <p>カ 農業を主たる業務とし、かつ、農業者がその法人の議決権の過半数を保有している株式会社であって、株主の総数が50人以下であり、かつ、公開会社（会社法第2条5号に規定する公開会社）でないもの</p>	3 わら専用稲の生産	<p>そのわらが確実に飼料として利用され、かつその子実が飼料用又は種苗用として利用される稲の作付けであって、次に掲げるすべての要件を満たしていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都道府県協議会長が地域の特性に適合するものとして地方農政局長等と協議して指定した品種の稲の作付けであること。 2 刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定に定める時期としていること。 3 その生産に係る水田において他の作物が作付けされていないこと。 	<p>助成対象者の欄の本事業の主要作業の過半の実施は、次の作業区分のいずれか3区分以上の作業とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 耕起及び整地 2 田植え（直播の場合にあっては、は種） 3 生育管理 4 収穫 5 乾燥及び調製
<p>キ 栽培、収穫等の過程を共同で行うことを目的として3戸以上の農業者で構成される法人格なき社団又は財団であって、代表者及び構成員の定めのあるもの</p>	4 水田放牧の取組	<p>水田における牛の放牧の取組であり、次に掲げる事項のすべてを満たしていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1ヘクタール当たりの放牧頭数が成牛換算で2頭以上であること。なお、成牛換算においては、育成牛2頭あたり成牛1頭とする。 2 対象牛は、おおむね24か月齢以上の成牛又は8か月齢以上の育成牛であること。 3 放牧期間が延べ90日以上であること。 	<p>助成対象者の欄の本事業の主要作業の過半の実施は、次の作業区分のいずれか2区分以上の作業とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 耕起及び整地 2 は種 3 放牧用設備の設置及び管理 4 牛群管理
	5 資源循環の取組	<p>水田で生産された飼料作物の供給を受けた家畜の排せつ物から生産されたたい肥を飼料作物を作付けた水田に施肥する取組であって、次に掲げる事項のすべてを満たしていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 散布されるたい肥が、利用供給協定に基づき飼料作物の作付けをしている耕畜連携助成水田で生産された飼料作物の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること。 2 たい肥を散布する水田がたい肥を散布する者の自己経営地（資源循環の取組を行う者が所有し、又は飼料作物を自ら作付けする土地をいう。）でないこと。 3 同一年度において他に資源循環の取組による助成を受ける予定がない水田であること。 4 たい肥の散布量が10アール当たりで2トン又は4立方メートル以上であること。ただし、地域の公的機関がたい肥の散布量に関する基準を定めている場合にあっては、地域協議会の判断により当該基準に代えることができる。 	<p>助成対象者の欄の本事業の主要作業は、たい肥の散布とする。</p>